令和３年１月６日

保護者の皆様

四国中央市教育委員会

教 育 長 　東 誠

学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する対応について

　新春の候、保護者の皆様には、日頃より、感染症予防に努めていただくとともに、学校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

１月に入り、本市においても新型コロナウイルス感染症が確認され、感染の拡大が懸念されています。そのような中、３学期を迎えるにあたり、学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応についてご確認いただき、ご理解とご協力をいただけますようお願いします。

　なお、感染症による臨時休業の措置については、２学期始めにお知らせしたとおり、感染拡大防止のための囲い込みの措置や、「学びの保障」の観点から、概ね３日程度としております。学校においては、一層の危機感を持って新型コロナウイルス感染症対策に努め、新しい生活様式に沿った教育活動を継続してまいります。

記

**１　感染防止対策の継続について**

○　毎日の検温など体調管理を徹底し、**咳やのどの痛みなど何らかの症状がある場合には、速やかにかかりつけ医への電話相談、受診をするとともに、無理をせずに登校を控えてください（欠席ではなく出席停止扱いとなります）。**

○　マスクの着用、手洗いなど、日常の感染予防対策の徹底をお願いします。

○　教室等は暖房を入れていますが、適宜換気を行っているため、防寒対策についてもご協力ください。

○　保護者が会食等で感染し、児童生徒が濃厚接触者になる事例が増加していることから、保護者の皆様も、マスクの着用、手洗い等の日常の感染予防対策はもとより、不要不急の外出をしないことや、日常的な接触のない、久しぶりに会う人との会食は避けるなどの感染回避行動をお願いします。

**２　PCR検査等の情報提供について**

体調不良による病院受診において、抗原検査やPCR検査を受けたという例も増えています。学校での感染防止のための最善の対策のために、早い情報がとても重要です。そのため、**保護者の皆様には、児童生徒や家族の方が濃厚接触者となったり、PCR検査や抗原検査を受けたりしたときには、学校長への情報提供をお願いします。**なお、プライバシーには最大の配慮を払い、管理職が情報の取扱いを行います。

**３　感染者や濃厚接触者の取扱いについて**

児童生徒に感染者が判明した場合又は濃厚接触者に特定された場合は、関係児童生徒に対しては、学校保健安全法第１９条に基づく出席停止の措置を取ります。濃厚接触者に出席停止の措置を取る場合については、感染者と接触した翌日から起算して１４日間の出席停止を原則とします。児童生徒の家族が濃厚接触者と特定された場合も、関係部局の指示により、児童生徒の自宅待機をお願いすることがございます。

**４　感染症に係る学校の臨時休業について**

**本市の小中学校で学校関係者に感染者が出た場合、当面３日間、当該の小中学校を臨時休業とします。**その後、市新型コロナウイルス感染症対策本部や保健所の指示のもと、関係機関と連携しながら情報の整理を行い、臨時休業の延長や、一部解除等、その後の必要な措置を取ることとします。

但し、感染確認の時点で囲込みができている場合には、休業を行わない、或いは、関係する当該学校の一部を休業とすることとします。

　※　国や県の方針により、緊急事態宣言等が発出された場合など、関係部局の指示により、市内全ての小中学校を臨時休業とすることもあります。

**※　本対応については、国、県の方針や感染状況により今後変更する場合があります。**